

令和3年4月19日

介護保険サービス事業所管理者 様
介護保険施設管理者 様

三重県医療保健部長寿介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護者等に対する介護保険
サービスの提供について（通知）

平素は、本県の介護保険行政に格別のご理解ご協力いただき、厚くお礼申しあげます。

県では、本日、県独自の「緊急警戒宣言」を発出し、県民の皆様にも移動の自粛及び感染防止対策の徹底等の協力要請を行いました。

新型コロナウイルスの感染者数は、3月下旬以降、県内においても増加傾向が顕著になる中、高齢者施設においては年明け以降もクラスターが発生するなど、予断を許さない状況が続いています。

一方で、介護保険のサービスについては、高齢者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、コロナ禍にあっても要介護（支援）者一人ひとりが必要なサービスを受けられるよう各事業所・施設がそれぞれの役割を担っていただくことが必要です。

また、検査の結果コロナ陰性となった者（濃厚接触者含む）に対するサービス提供拒否については、提供を拒む正当な理由には該当しないことから、感染防止対策を徹底したうえでサービスを提供する取扱いが国から示されています。

加えて、病床ひっ迫時においては、在宅の高齢者が感染した場合には、やむを得ず自宅療養となることも想定されており、この場合であっても、居宅介護支援事業所等が、保健所と相談のうえ生活に必要なサービスを確保することが求められています。

事業者の皆様におかれましては、これらの取扱いの主旨についてご理解いただき、引き続き感染防止対策を徹底したうえで、サービス提供に努めていただきますよう、よろしく願いします。

なお、介護保険施設・事業所で感染者が発生した場合は、利用者の家族や居宅介護支援事業所等への報告を行うとともに、指定権者（県（長寿介護課）または市町）への報告も必要になりますので、ご了知ください。

記

参考資料

※（参考）県の新型コロナウイルス感染症対策関係

三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000950092.pdf>

※（参考）厚生労働省からの通知関係

介護保険最新情報（令和3年度）三重県 HP

https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/m0072500052_00003.htm

介護保険最新情報（2020年度）三重県 HP

https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/m0072500052_00002.htm

介護保険最新情報 vol.920「新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000934159.pdf>

介護保険最新情報 vol.919「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000934158.pdf>

介護保険最新情報 vol.908「介護サービス事業所によるサービス継続について(その2)」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000928883.pdf>

事務担当 長寿介護課居宅サービス班

電話 059-224-2262

電子メール chojus@pref.mie.lg.jp